

平成30年度 豊後大野市公共下水道特別会計予算

平成30年度 豊後大野市公共下水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ82,567千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

平成30年2月27日提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		210
	1 分担金	210
2 使用料及び手数料		18,473
	1 使用料	18,351
	2 手数料	122
3 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
4 繰入金		56,181
	1 一般会計繰入金	56,181
5 繰越金		2,000
	1 繰越金	2,000
6 諸収入		2
	1 預金利子	1
	2 雑入	1
7 市債		5,700
	1 市債	5,700
歳入合計		82,567

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		42,081
	1 総務管理費	42,081
2 公債費		39,986
	1 公債費	39,986
3 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出	合 計	82,567

第 2 表 地 方 債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公 営 企 業 会 計 適 用 債	5,700	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式により借入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び民間資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金・地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。